

知的財産権保護支援業務指針

国家知識産権局知的財産権保護司

2023年2月

目次

第一章	総則	3
第二章	業務内容	3
第三章	業務体系	4
第四章	運営管理	5
第五章	職員	6
第六章	業務手順	8
第七章	協力単位の管理	10
第八章	専門家の選任・管理	11
第九章	ボランティアチーム建設	12
第十章	激励保障	14
第十一章	答訪及びその他の業務制度	15
付録		17
付録 1	知的財産権保護支援申請表	17
付録 2	知的財産権保護支援処理表	19
付録 3	知的財産権保護支援意見フィードバック表	20
付録 4	補正通知書	21
付録 5	不受理通知書	22
付録 6	知的財産権保護支援諮問意見	23
付録 7	知的財産権保護支援専門家データベースの専門家申請表	24
付録 8	知的財産権保護支援専門家データベースの専門家推薦集計表	27
付録 9	知的財産権保護支援協力機構申請表	28
付録 10	知的財産権保護支援協力機構推薦集計表	30
付録 11	知的財産権保護支援ボランティア登記表	31
付録 12	知的財産権保護支援プロジェクト答訪表	33

第一章 総則

第一条 「知的財産権強国建設要綱(2021-2035年)」「『十四五』国家知的財産権保護と運用計画」「知的財産権保護の強化に関する意見」を徹底実施し、知的財産権の全チェーン保護を強化し、知的財産権保護支援業務を規範化・強化し、社会公衆と革新主体の合法的權益を有効に維持するために、「知的財産権保護支援業務の更なる強化に関する指導意見」(国知発保字(2020)22号)に基づき、本指針を策定した。

第二条 需要指向を堅持し、国家戦略に奉仕する。追求・革新を堅持し、公益サービスを強化する。共同建設を堅持し、協力共有を促進する。

第三条 本指針は、知的財産権保護支援機構およびその支部が展開している知的財産権保護支援活動および関連活動に適用される。他の知的財産権保護支援サービスを展開する関連組織は参照して実施することができる。

第四条 本指針でいう知的財産権保護支援とは、作品、特許、商標、地理的表示、営業秘密、集積回路配置設計、植物新品種などの知的財産権の保護を必要とする自然人、法人またはその他の組織の支援申請に公益支援を提供することを指す。

第二章 業務内容

第五条 知的財産権保護支援業務には、以下の内容が含まれている。

知的財産権に関する法律法規、権利付与・権利確定手順と法的状況、紛争処理方式、証拠取得方法などのコンサルティング指導サービスを提供すること。

知的財産権の公益研究討論、研修を提供すること。

知的財産権侵害判定の参考意見を提供すること。

重大な公共知的財産権紛争や組織紛争に解決策や提案を提供すること。

公共研究開発、経済貿易、投資、技術移転または知的財産権の対外移転などの活動に分析、早期警報を提供すること。

展示会、交易会、大型スポーツイベント、革新創業活動、文化活動などに常駐などの保護支援サービスを提供すること。

知的財産権行政法執行、行政裁決、司法保護、仲裁調停、信義誠実システム構築などの事業に技術支援を提供し、知的財産権情報利用、文化宣伝などの事業に貢献すること。

地方の経済社会の発展状況と実際の需要を踏まえて、迅速な協同保護作用を発揮し、

積極的に保護支援サービス内容を開拓すること。

第六条 本指針でいう知的財産権保護支援申請主体とは、知的財産権保護支援サービス需要がある、知的財産権保護支援条件を満たす自然人、法人またはその他の組織を指す。

第三章 業務体系

第七条 保護支援業務の目標は、「横縦協調、点面結合、社会共治」の全国知的財産権保護支援業務システムを構築し、保護支援サービスの全国における「一枚の網」体制を実現することである。

第八条 国家知識産権局は、全国知的財産権保護支援業務を統一的に調整し、地方知的財産権保護支援業務を指導することを担当する。

省級知的財産権管理部門は、本省(自治区、直轄市)の範囲内の知的財産権保護支援業務システムを構築し、各種の資源を統括し、本管轄区内の知的財産権保護支援機構およびその出先機関による業務展開を指導、支援することを担当する。

各知的財産権保護支援機構に所属する知的財産権管理部門は、日常的な管理と監督を行い、資源の統合配置を強化し、各業務への支援と指導を強化することを担当する。

第九条 知的財産権保護支援機構とは、国家知識産権局と地方が共同で建設した知的財産権保護センター、知的財産権早期保護センター、知的財産権保護支援センター、および地方知的財産権管理部門が設立を推進した保護支援を実施できる機構を指す。地方が設立を推進した保護支援機構は、地方が建設を担当し、国家知識産権局に報告する。

第十条 知的財産権保護支援機構は業務上の必要に応じて、保護支援サブセンターまたはワークステーションなどの出先機関を設立することができる。

知的財産権保護支援サブセンターは、公益サービス機能を備えた地方知的財産権管理部門または他の行政部門の下部事業単位に設立され、関連保護支援機構の監督指導の下で知的財産権保護支援業務を展開する。

知的財産権保護支援ワークステーションは、関連園區、専門市場、業界協会、大学、大型電子商取引プラットフォームなどの革新主体集合区または社会組織内に設立され、関連保護支援機構またはサブセンターの監督指導の下で知的財産権保護支援業務を展開する。

出先機関が設立された後、省級知的財産権管理部門に届出なければならない。省級

知的財産権管理部門は定期的に管轄区域内に新設(または変更)した出先機関の状況を国家知識産権局知的財産権保護司に報告する。

第十一条 知的財産権保護支援協力機構とは、申請して許可されまたは招請されて知的財産権保護支援業務に参加し、比較的の高い専門能力を持つサービス機構、研究機構、社会団体および知的財産権保護支援を提供する能力がある他の組織機構を指す。

第十二条 知的財産権保護支援専門家とは、申請して許可されまたは招請されて知的財産権保護支援業務に参加し、知的財産権または関連技術分野に一定の影響力を持つ専門家を指す。

第十三条 知的財産権保護支援ボランティアとは、自発的に知的財産権保護支援業務に無償サービスを提供する人員を指す。

第十四条 大学が学科の強みと人材の強みを発揮し、知的財産権相談、研修、宣伝、ボランティアサービスなどの公益サービスを展開することを奨励する。各保護支援機構は資金、場所、情報、実習、実践訓練と就職推薦などの面で大学の保護支援業務に対する支援を強化する。

業界の協会、商会などの社会組織が強みを発揮し、知的財産権相談、研修、宣伝、調停などの公益サービスを展開することを奨励する。

第十五条 中国知的財産権保護支援オンラインサービスプラットフォームは全国統一の保護支援の対外サービス窓口と管理プラットフォームであり、オンラインでの支援申請の回答、コンサルティング管理、保護支援事件管理、事件移譲管理、保護支援機構人員管理などの機能を含む。保護支援政策、業務動態、典型的な事例などの情報を発表する。

中国知的財産権保護支援オンラインサービスプラットフォームの公式サイトは <http://www.ipwq.cn/>、WeChat 公式アカウント名は中国知的財産権保護支援、WeChat 番号は ipwqyz である。

第四章 運営管理

第十六条 知的財産権保護支援機構は国家知識産権局と地方知的財産権管理部門の業務指導の下で、管轄区域内の革新主体と社会公衆に知的財産権保護支援サービスを提供し、知的財産権の効果的な保護と地方の科学技術革新と経済社会の健全かつ安定した発展のために専門的な技術力を持って貢献する。

関連規定によると、各知的財産権保護支援機構の職責は更に「知的財産権の迅速な協同保護関連業務を担当すること、知的財産権情報公共サービスの関連業務を担当すること、知的財産権分野の関連研究と成果の普及を展開すること、地方知的財産権管理部門が指示した他の任務を完成すること」を含むことができるがこれらに限定されない。

第十七条 知的財産権保護支援機構は関連法律、法規および国家知識産権局の関連規定に基づいて、総合事務管理、事業業務管理などの各種規則制度を構築し、良好な業務遂行秩序を確立し、業務品質管理を強化し、法に基づいて各機能を有効に履行しなければならない。以下を含むがこれらに限定されない。

コンサルティング指導、検討、研修、知的財産権侵害判定参考意見の提供、重大な公共知的財産権紛争や組織紛争に解決策の提供、知的財産権の分析・早期警報、常駐の保護支援などの各業務管理制度を確立し、業務遂行プロセスと職場の職責を明確にし、業務の品質を保障すること。

業務情報の秘密保持と安全を確保するための秘密保持制度を確立すること。

出先機関、協力機構、専門家管理などの制度を構築し、知的財産権保護支援ネットワークの効果を有効に発揮させること。

人事管理関連制度を構築し、チームの安定と育成を保障すること。

第十八条 各級の地方知的財産権管理部門は実情に基づいて関係部門と共同して知的財産権保護支援機構に対して必要な経費、人材、事務スペース、事務用品、通信施設などの保障を提供する。条件を備えた場合、知的財産権保護支援特別経費を設けることができる。

第十九条 各省級知的財産権管理部門は評価方法の制定を担当し、管轄区域内の知的財産権保護支援業務の審査評価を行い、追跡質問の効果を強化し、業務の実施をよりよく促進する。「保護支援の各業務の展開状況、業務システムと人材育成状況、条件保障状況、各方面の業務に対するサービス対象の満足度など」を含むがこれらに限定されない。各省級知的財産権管理部門は審査結果の運用力を強化し、審査結果を業務資源、条件保障配置の根拠の一つとしなければならない。各知的財産権保護支援機構は自身の実情を踏まえて、関連する省級行政区域の審査方法を参照して関連する出先機関に対して審査を行うことができる。

第五章 職員

第二十条 知的財産権保護支援職員は次の業務職責を履行しなければならない。

「熱心、誠心、細心」をもって、誠心誠意社会公衆と革新主体に奉仕すること。

知的財産権の専門知識、技能、素養を有すること。

実務的で効率的な勤務態度を堅持し、問い合わせ対応が速く、情報フィードバックが素早く、規範的かつ迅速にすべての業務を行うことができるようにすること。

厳格に関連規定とワークフローに従って保護支援業務を行い、「事実が明確、定性が正確、処理が適切、手順が規範的」であるようにすること。

厳格に秘密保持制度と秘密保持規律を遵守し、保護支援に関する業務情報を漏洩しないこと。

団結協力精神を発揮し、他の部門と密接に連絡を取り、それぞれその責任を負い、互いに協力すること。

仕事ぶりがまじめで、業務処理が公正で、清廉潔白で、権力を不正利用して私利を謀らず、情実にとらわれて法を枉げないこと。

第二十一条 知的財産権保護支援機構およびその出先機関は本機構内の職員の日常業務遂行手順、業務効率、業務品質などに対して監督審査を行う。

地方知的財産権管理部門は知的財産権保護支援職員に対する指導、監督業務を実施し、保護支援の先進部門と模範職員を表彰奨励し、規律に違反した職員に対しては関係規定に従って処分する。

第二十二条 国家知識産権局は定期的に全国知的財産権保護支援業務研修と能力向上活動を組織する。

省級知的財産権管理部門は、本管轄区域内の知的財産権保護支援職員の業務研修を担当し、業務能力向上に必要な関連研修を提供する。

第二十三条 知的財産権保護支援機構の職員研修には以下の内容が含まれなければならない。

知的財産権保護に関する中国共産党中央委員会、国務院の方針、政策および措置。

知的財産権の法律法規。

知的財産権の権利付与・権利確定の基準と手順、法的状況の判定、知的財産権行政、司法と調停仲裁などの紛争処理方法、証拠取得方法などの専門知識と技能。

知的財産権保護支援分野の職業道徳。

知的財産権情報利用、知的財産権文化普及などの知識と技能。

関連分野の技術発展の現状や傾向など。

第六章 業務手順

第二十四条 以下の条件のいずれかに該当する場合は、知的財産権保護支援機構に保護支援申請を提出することができる。

知的財産権保護支援申請者の戸籍所在地、常居所、または営業地が知的財産権保護支援機構の管轄区域内にあること。

知的財産権侵害行為発生地が知的財産権保護支援機構の管轄区域内にあること。

第二十五条 知的財産権保護支援機構は本管轄区域内の知的財産権保護支援申請を処理する責任がある。地区に設置された知的財産権保護支援機構は、本管轄区内の重大で複雑で、大きな影響力を持つ保護支援申請に対して、省級に設置された知的財産権保護支援機構に指導と支援を要請することができる。

第二十六条 省内の区域を跨ぐ保護支援事件に対して、移譲処理が必要な場合は、関連する保護支援機構がまず自ら協議する。協議して合意した場合は、手順に従って事件移譲を行う。協議しても合意できなかった場合は、省級知的財産権管理部門に協調処理を依頼する。省(自治区、直轄市)を跨ぐ保護支援事件に対しては、関連する保護支援機構がまず自ら協議する。協議して合意した場合は、中国知的財産権保護支援オンラインサービスプラットフォームを通じて事件移譲を行うことができる。協議しても合意できなかった場合は、国家知識産権局知的財産権保護司に協調処理を依頼することができる。

第二十七条 以下のいずれかの状況が発生した場合には、知的財産権保護支援機構は関連サービスを提供しない。

申請者は既に他の知的財産権保護支援機構に知的財産権保護支援申請を提出しており、かつ受理された場合。

知的財産権保護支援サービスが終了しており、かつ同じ事由について知的財産権保護支援を再申請した場合。

法律法規の規定に基づいて保護支援を提供してはならないその他の場合。

第二十八条 申請者は、「完全、十分、真実」の原則に従って知的財産権保護支援申請書類を提出しなければならない。以下の内容を含む書面形式の要件を備えなければならない。

「知的財産権保護支援申請書」。

申請者の有効な身分証明書、法人および他の組織の統一社会信用コード証明書または他の証明書類。

知的財産権保護支援申請事項、事由および関連する証明書類。
経済的に困窮している場合は、経済的困難の証明を出す必要がある。
知的財産権保護支援機構が提出すべきと考えるその他の資料。

第二十九条 知的財産権保護支援の申請手続きは以下のとおりである。

知的財産権保護支援機構と出先機関は申請書類を受け取った後、15 営業日¹以内に条件を満たしているかどうかを審査し、受理するかどうかの決定を下し、申請者に告知する。受理しない場合は、理由を説明するとともに、「不受理決定に異議がある場合は通知を受け取ってから 7 営業日以内に知的財産権保護支援機構が所属する知的財産権管理部門に訴えを提起することができること」を申請者に告知しなければならない。

出先機関が自ら処理できない場合には、5 営業日以内に知的財産権保護支援機構に報告しなければならない。

申請者が提供した資料が不完全または不十分である場合、申請者に資料の補足を通知するとともに、「補正通知書」を発行する。申請者は通知を受け取ってから 7 営業日以内に要求に基づいて補足または説明を行わなかった場合、自発的に申請を取り下げたとみなされる。

知的財産権保護支援職員は申請者、審査予定の保護支援申請と利害関係がある場合、自ら忌避申請をしなければならない。申請者も忌避申請をする権利がある。

第三十条 知的財産権保護支援機構または出先機関は、保護支援申請を受理すると決定した後、状況に応じて需要把握、チーム結成、情報収集などの準備作業を行い、具体的な事件内容に基づいて分流処理を行うことができる。

知的財産権法律法規、権利付与・権利確定手順と法的状況、紛争処理方式、証拠取得方法などのコンサルティング需要に対しては、コンサルティング指導意見を提供する。

知的財産権侵害判定需要に対しては、関連プロセスに従って侵害判定の参考意見を提供する。

当事者が調停を申請し、知的財産権行政管理部門が調停を委託し、または裁判所が調停を委任した場合、双方が同意した前提の下で、関連規定に従って調停資源を協調し、調停業務を実施する。具体的には「知的財産権紛争調停作業マニュアル」を参考にすることができる。

重大な公共知的財産権紛争や組織紛争に対しては、解決策や提案を提供する。

知的財産権の分析早期警報、情報サービス、文化宣伝、公益研修、常駐などの保護支援サービス需要に対しては、関連業務の規定と流れに従って、関連資源を組織調整し、相応の保護支援サービスを提供する。

各知的財産権保護支援機構は適時に「中国知的財産権保護支援オンラインサービス

¹本指針における時間期限とは、保護支援機構が保護支援申請を処理する最長期間を指す。各地方は実際にローカル期限を決定することができる。

プラットフォーム」を通じて提出されたオンライン保護支援申請を処理しなければならない。各省級知的財産権管理部門は本省(自治区、直轄市)内の保護支援申請事件の監督を担当する。

第三十一条 以下のいずれかが発生した場合、知的財産権保護支援サービスは終了しなければならない。

知的財産権保護支援事項がすでに処理完了された場合。

申請者が保護支援を受ける条件を満たさなくなった場合。

申請者に申請書類を偽造し、不正な手段で保護支援を受けるなどの行為がある場合。知的財産権保護支援機構が中止すべきと考えるその他の場合。

保護支援サービスの終了を決定した場合は、申請者に「終了通知書」を発行し、終了理由を説明するとともに、「終了決定に異議がある場合、通知を受け取ってから7営業日以内に知的財産保護支援機構が所属する知的財産権管理部門に訴えを提起することができること」を申請者に告知しなければならない。

第三十二条 知的財産権保護支援機構は事件ファイル管理制度を構築し、「一事件一ファイル」を実行し、台帳を作成し、法律法規に基づいて知的財産権保護支援事件ファイルを適切に保管し、そして適時に「中国知的財産権保護支援オンラインサービスプラットフォーム」に登録しなければならない。

第三十三条 省級知的財産権管理部門は毎四半期末に中国知的財産権保護支援情報伝達システムを通じて本省(自治区、直轄市)の業務データを報告送付し、毎年末に保護支援年度業務の総括と典型的な経験を報告しなければならない。

各保護支援機構は中国知的財産権保護支援情報伝達システムを通じて適時に業務動態、典型事例などの業務情報を報告送付しなければならない。情報発信・統計過程で虚偽のデータを提供した場合は、規定に従って通報批判を行う。

第七章 協力単位の管理

第三十四条 知的財産権保護支援協力機構は、以下の条件を備えなければならない。

知的財産権公共事業や保護支援に参加する意欲を持つこと。

優れた知的財産権サービス、研究、研修能力を備えていること。

知的財産権保護支援業務に従事する専門家がいること。

第三十五条 知的財産権保護支援機構は社会に向けて知的財産権保護支援協力機構を公募し、関連主体は要求に応じて申告を行う。

第三十六条 知的財産権保護支援機構は、申告書類に基づいて協力機構の審査を行う。

知的財産権保護支援機構の審査を経て確認された協力機構については、知的財産権保護支援機構が公示を行う。公示期間は5営業日である。公示期間の満了後、知的財産権保護支援機構が協力機構リストに登録する。

知的財産権保護支援機構は、審査を経て確認された協力機構に対して相応の証明書類を発行し、届出を行う。

知的財産権保護支援機構は協力機構リストの日常管理、データ更新及び再審査認定を担当する。

第三十七条 知的財産権保護支援協力機構は、以下の職責を履行しなければならない。

知的財産権保護支援機構の組織手配の下で、「公平、公正、誠実」の原則に従って知的財産権の保護支援を展開すること。

知的財産権保護支援機構の業務管理規範と業務遂行規程を遵守すること。

知的財産権保護機構が組織した関連研修活動に参加すること。

第八章 専門家の選任・管理

第三十八条 知的財産権保護支援専門家は、以下の基本条件を同時に備えなければならない。

知的財産権公共事業に参加する意志と高い職業倫理を持つこと。品行方正で、高い責任感と守秘意識を持つこと。

独立して、客観的に、公正に職責を履行することができ、時間的にも精力的にも指示された知的財産権保護支援業務を完成することができること。

規律違反、法律違反と信用不良記録がないこと。

以下の専門資格のうちの少なくとも1つを備えていること。

実務経験3年以上の弁護士、公証人、仲裁人、資産評価士または特許代理師であること。ただし、法律職業資格と特許代理師資格を同時に持つ者は、2年以上にと実務経験の規定を緩和することができる。

科学研究、教育、技術開発、技術普及に従事しており、「副高」級専門技術職名を備えているかまたは科学研究、教育経験が豊富な専門家型人材。

知的財産権行政法執行や司法裁判に従事する管理者型人材。

第三十九条 知的財産権保護支援機構は社会に向けて知的財産権保護支援専門家

を公開選任する。選抜を経て確定された専門家については知的財産権保護支援機構が公示を行い、専門家データベースに登録し、招聘状を配布する。

知的財産権保護支援専門家データベースは所属の知的財産権管理部門及びその他の関連部門に報告しなければならない。

第四十条 知的財産権保護支援専門家は、以下の職責を果たさなければならない。

知的財産権保護支援機構の組織手配の下で、「公平、公正、誠実」の原則に従って知的財産権保護支援業務を展開すること。

知的財産権保護支援機構の業務管理規範と作業規程を遵守すること。

知的財産権保護支援機構が組織した関連業務活動に参加すること。

第四十一条 データベース登録専門家の動的管理制度を構築し、定期的に知的財産権保護支援データベース登録専門家の業務量、依頼者の評価、サービス品質などの状況に対して審査を行い、審査結果は契約更新を判断する際の重要な根拠となる。

データベース登録専門家の退任メカニズムを構築し、退任を希望される専門家に対して、専門家データベースのリストから外す。

専門家データベースの全周期保守メカニズムを構築し、専門家の選抜、審査、忌避などの活動に対して全過程記録を行い、そして検索可能、追跡可能な効果を達成する。

第九章 ボランティアチーム建設

第四十二条 知的財産権保護支援機構は、業務上の必要に応じて、ボランティアのニーズを集計し、計画を策定し、ボランティアを募集することができる。募集手順は以下のとおりである。

知的財産権保護支援機構は、勤務内容、勤務時間などを含む募集情報を発表する。

ボランティアの希望者本人は知的財産権保護支援機構に申請し、関連情報を正確に記入する。

知的財産権保護支援機構が申請者を審査し、実際の状況に応じて面接などの選抜活動を手配する。

審査に合格したものは、ボランティアとして採用する。

知的財産権保護支援ボランティア募集を行うに当たり、リスクを告知し、「知的財産権ボランティア契約」を締結する。

第四十三条 知的財産権保護支援ボランティアは、以下の条件を備えなければならない。

社会公共事業に熱心で、知的財産権事業を愛し、「奉仕、友愛、助け合い、進歩」の

ボランティア精神を持っていること。

保護支援サービスに参加するために必要な基本的なスキルと身体の素質を備えていること。

品行方正で、国家の法律法規と知的財産権保護支援機構の関連規定を遵守すること。
規律違反、法律違反行為及び信用不良記録がないこと。

第四十四条 知的財産権保護支援ボランティアは、以下の義務を負う。

国家の法律法規及び知的財産権保護支援機構の関連規定を遵守すること。

偽りがなく正確な個人情報を提供し、情報が変更された場合は速やかに修正の連絡をすること。

知的財産権保護ボランティアサービスの承諾や契約を履行し、ボランティアサービスを完成させること。

知的財産権保護支援ボランティアのイメージと評判を意識的に維持すること。

ボランティア活動で知り得た個人情報、営業秘密などの情報について守秘義務があること。

ボランティアサービスを受ける対象者に報酬を求めたり、別の形で報酬を求めたりしないこと。

知的財産権保護支援ボランティアとして営利やその他の社会道徳に反する行為に従事しないこと。

法に基づいて履行すべきその他の義務。

第四十五条 知的財産権保護支援ボランティアは、以下の権利を有する。

ボランティアサービス参加の証明書の発行を要求する権利。

知的財産権保護支援ボランティアとしてボランティアサービスに参加する権利。

ボランティアサービスの情報を得る権利。

ボランティアサービスに必要な要件と保障を得る権利。

ボランティアサービスに必要な教育と研修を受ける権利。

ボランティアサービス活動で遭遇した困難を解決する助けを求める権利。

知的財産権保護支援業務に対して改善提案を提出する権利。

関連法律法規と関連規定によって与えられたその他の権利。

第四十六条 知的財産権保護支援機構は、知的財産権保護支援ボランティアプロジェクトの管理を強化し、知的財産権保護支援ボランティアチームのブランド化建設を強化し、ボランティア名簿制度を構築しなければならない。

第四十七条 知的財産権保護支援機構は、知的財産権保護支援ボランティアの管理参加を指導し、知的財産権保護支援ボランティアのやる気を発揮させ、知的財産権保護支援ボランティアの自己管理の有効な方法を模索する。

知的財産権保護支援ボランティアが活動を行う際に、必要に応じて知的財産権保護支援業務マークが印刷された作業服を统一的に着用することができる。

第四十八条 精神的激励を主とする知的財産権保護支援ボランティア表彰激励机制を構築し、定期的に優秀な知的財産権保護支援ボランティアの選出表彰を実施し、選出表彰のプロジェクトと結果は国家知識産権局に報告する。

第十章 激励保障

第四十九条 各地方の知的財産権管理部門は、業務上の必要に応じて、知的財産権保護支援機構及びその出先機関に人的資源の保障を提供しなければならない。

各地方の知的財産権管理部門は、定期的に保護支援機構及びその職員を組織して業務研修を行い、職務能力を向上させなければならない。

知的財産権保護支援機構は、職員が関連職業資格の研修と試験に参加することを奨励・支援し、各種の専門機関との間で業務交流を実施する機会を提供しなければならない。

第五十条 各地方の知的財産権管理部門は、知的財産権保護支援に必要な経費保障を提供しなければならない。保護支援の経費を同級政府の財政予算に組み入れ、財政資金を统一的に使用し、知的財産権保護支援特別資金の設立を推進することを目指す。

知的財産権保護支援基金の設立を推進し、社会寄付資金を法に基づいて知的財産権保護支援サービスに用いるよう指導し、知的財産権の保護能力を向上させることを模索する。

第五十一条 各級の知的財産権管理部門は、国家と地方の関連規定に従って相応の政策を制定し、知的財産権保護支援業務の中で際立った貢献をした組織と個人を表彰、奨励する。

第五十二条 各地方の知的財産権管理部門は、他の政府部門と連携し、知的財産権保護支援活動の宣伝を強化する。

各地方の知的財産権管理部門は、新メディア、新ルートを利用した知的財産権保護支援の宣伝・普及を模索する。

第十一章 答訪及びその他の業務制度

第五十三条 知的財産権保護支援案件の答訪制度とは、知的財産権保護支援機構が本地域で前年度に完成した保護支援プロジェクトの対象を訪問し、サービス効果を検証する活動を指す。

知的財産権保護支援業務の答訪対象は、知的財産権保護支援機構に保護支援を申請しサービスを受けている単位と個人である。

第五十四条 知的財産権保護支援業務の答訪業務を実施するに当たり、有効で正確に答訪を行う原則、制度に従って業務を処理し問題解決を推進する原則、適時に答訪情報をフィードバックする原則、公衆を満足させる原則に従わなければならない。

第五十五条 知的財産権保護支援業務の答訪の形式は、電話答訪、フォーラムの開催、個別答訪、答訪アンケートの配布、その他の方式を含む。

第五十六条 知的財産権保護支援の答訪の業務要求は、以下の通りである。

答訪者は答訪中に各規定を厳格に遵守し、原則を堅持し、事実に基づいて正しく行動し、公平に業務を処理し、サービス申請者の申請事項の進展状況を追跡し、申請者の知的財産権保護需要を適切に処理すること。

専門の答訪ファイルを作成し、答訪業務の記録をしっかりと行い、問題解決を推進する提案を提出すること。

第五十七条 知的財産権保護支援業務の答訪内容は、以下の通りである。

保護支援業務の効率を調査すること。

保護支援業務フローが規定に適合しているかどうかを把握すること。

保護支援業務スタッフのサービス態度を把握すること。

保護支援業務の品質が合格かどうかを把握すること。

第五十八条 知的財産権保護支援業務の答訪結果は、以下のいくつか用途に用いることができる。

存在している問題を是正すること。

業績が突出し、サービス満足度の高い単位と個人を表彰すること。

答訪結果を業務動態として報告し、年次業務総括に組み込むこと。

第五十九条 毎年度の第1四半期に集中的に答訪を実施する。需要の強い申請者に対しては何度も答訪し、フォローアップサービスを提供しなければならない。

第六十条 知的財産権保護支援の意見・提案フィードバックメカニズムを構築する。サービス対象による意見・提案フィードバックルートを円滑化し、情報化、デジタル化手段を頼みとして、意見・提案フィードバック方式を豊富にし、意見・提案への回答・処理の品質と効率を高め、保護支援レベルの向上を効果的に促進する。

第六十一条 知的財産権保護支援機構は連絡員制度を構築し、知的財産権紛争調停業務に関連する連絡対応を全面的に担当させることができる。

第六十二条 知的財産権保護支援機構は先頭に立って知的財産権紛争調停委員会合同会議制度を設立し、各委員会間の連絡と交流を強化することができる。

第六十三条 知的財産権紛争調停指導裁判官データベース、専門家データベースを組織構築し、専門家諮問委員会を設立し、調停組織による矛盾紛争解消のために専門的なコンサルティングと指導を提供する。

第六十四条 知的財産権訴訟情報データベースを組織構築し、調停組織、紛争当事者、知的財産権保護支援専門家に情報支援を提供する。

付録

付録1 知的財産権保護支援申請表

知的財産権保護支援申請表

申請日：××××年××月××日

番号：

保護支援機構の名称	××× (押印)		
申請方式	<input type="checkbox"/> 電話	<input type="checkbox"/> 窓口で手渡す	
	<input type="checkbox"/> オンライン申請	<input type="checkbox"/> 書簡郵送	
	<input type="checkbox"/> その他の方式		
申請者 (名称または氏名)			
統一社会信用コード/ 身分証明書番号			
連絡住所			
知的財産権の種類			
連絡先または代理人		電子メール	
		携帯	
提出する申請及び証明資料 (申請者が該当する□に「√」を入れる)			
統一社会信用コード証書 /身分証明書	<input type="checkbox"/>	支援事項または 事件関連資料	<input type="checkbox"/>
委託書	<input type="checkbox"/>	その他の証明資料	<input type="checkbox"/>
支援を申請する内容 (申請者が該当する□に「√」を入れる)			
知的財産権に関する法律 法規、権利付与・権利確 定手続と法的状況、紛争 処理方式、証拠取得方法 などのコンサルティング 指導サービスの提供	<input type="checkbox"/>	展示会、交易会、大 型スポーツイベン ト、革新創業活動、 文化活動などに常駐 などの保護支援サー ビスの提供	<input type="checkbox"/>
知的財産権侵害判定の参 考意見の提供	<input type="checkbox"/>	重大な公共知的財産 権紛争や紛争のきっ かけに解決策や提案 を提供	<input type="checkbox"/>
公共研究開発、経済貿 易、投資、技術移転また	<input type="checkbox"/>		

は知的財産権の対外移転 などの活動への分析、早 期警報の提供	
その他の知的財産権保護 支援申請内容	
受理意見	<input type="checkbox"/> 提出された資料は保護支援受理要求に合致する <input type="checkbox"/> 提出された資料は保護支援受理要求に合致しない 担当者（サイン／押印） ××××年××月××日
方式審査意見	（保護支援の形式と具体的な内容を明記すること） 担当者（サイン／押印） ××××年××月××日
知的財産権保護支援機構 の意見	 （サイン／押印） ××××年××月××日
保護支援意見を申請者に フィードバックする方式 及び時間	

付録2 知的財産権保護支援処理表

知的財産権保護支援処理表

日付：××××年××月××日

当事者	氏名		連絡先	
	勤務先		電話番号	
	電子メール		連絡住所	
他方当事者	氏名		電話番号	
	勤務先		連絡住所	
知的財産権の種類		<input type="checkbox"/> 特許 <input type="checkbox"/> 商標 <input type="checkbox"/> 著作権 <input type="checkbox"/> その他		
知的財産権の権利者	氏名/ 单位名称	電話番号	連絡住所	
特許/商標/… 知的財産権の名称		特許申請番号 商標登録番号 …		
保護支援の 主な事実				
関連部門に 苦情を申し 立てたかど うか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ			
保護支援の 意見	(サイン/押印)			
備考	1、この表は保護支援機構が一部保管し、そのコピーを当事者が保管する。 2、保護支援当事者は事実に基づいた個人資料を提供しなければならない。			

担当者：

電話番号：

付録4 補正通知書

補正通知書

×××× (申請者の名称または氏名) :

あなた (勤務先) が提出した番号 : _____ の保護支援申請は、当センターが受理しました。審査の結果、申請関連資料は不完全/不十分でしたので、×年×月×日まで以下の申請資料を補足提出してください。

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.

期限が過ぎても上記の資料を補足提出しなかった場合、今回の保護支援申請は提出されなかったものとみなされます。

特にここに通知します。

××××

(押印)

××××年××月××日

付録5 不受理通知書

不受理通知書

×××× (申請者の名称または氏名) :

審査の結果、あなた(勤務先)が提出した番号： ×××× の保護支援申請
について、当センターは受理しないことになりました。受理しない理由は以下の通りです。

異議があれば、本通知書を受け取ってから 7 営業日以内に知識産権局に訴えを起こす
ことができます。

特にここに通知します。

××××

(押印)

××××年××月××日

付録6 知的財産権保護支援諮問意見

知的財産権保護支援諮問意見

番号：

保護支援請求事項説明		
保護支援事件概要説明		
受領資料（物品）リスト		
適用される法的根拠		
諮問意見		
結論及び説明		
連絡先	電話番号	
	(押印) ××××年××月××日	
注意事項	保護支援諮問意見は専門家の専門的な意見であるが、司法鑑定意見の効力を持たない。申請者の参考に供する。	
備考（説明資料別添可）		

××省（市）知的財産権保護支援専門家
データベースの専門家申請表

氏名：

専門：

勤務先： (押印)

××××年××月

氏名		性別		民族		写真
生年月日				職務		
職業資格				職名		
専攻				専門分野		
在職状態	<input type="checkbox"/> 在職 <input type="checkbox"/> 退職					
勤務先						
住所				郵便番号		
電話番号	勤務先					
	電子メール					
	携帯		ファックス			
主な学歴						
何時から 何時まで	大学、学部、専攻				学位	
主な職歴						
何時から 何時まで	勤務先				専門、職業資格 職務、職名	
従事している専門技術分野での主な成果・貢献						
申請者の サイン	(サイン) : ××× ×××年××月××日					
勤務先の 意見	押印 : ×××年××月××日					

知的財産
権保護支
援機構の
審査認可
意見

押印：
×××年××月××日

付録8 知的財産権保護支援専門家データベースの専門家推薦集計表

××省（市）知的財産権保護支援専門家データベース
専門家推薦集計表

推薦単位（公印）：

番号	氏名	性別	年齢	専門分野	勤務先	電話番号

付録9 知的財産権保護支援協力機構申請表

××省（市）知的財産権保護支援協力機構申請表

单位名称 _____

責任者 _____

連絡先の電話番号 _____

電子メール _____

××××年××月

勤務先			
統一社会信用コード		登記登録期日	
事業範囲			
住所		郵便番号	
法定代表者		電話番号	
社員数		前年度の営業収入（万元）	
専利代理師の人数		開業弁護士的人数	
連絡先			
知的財産権保護サービスを展開する業務基礎と主要効果			
申告単位の意見	押印： ××××年××月××日		
知的財産権保護支援 機構の審査認可意見	押印： ××××年××月××日		

付録 10 知的財産権保護支援協力機構推薦集計表

××省（市）知的財産権保護支援協力機構推薦集計表

推薦単位（公印）：

番号	勤務先	業務分野	住所	連絡先	電話番号

付録 11 知的財産権保護支援ボランティア登記表

××省（市）知的財産権保護支援ボランティア登記表

氏名 _____

専門 _____

勤務先 _____ (押印)

国家知識産権局

××××年××月

氏名		性別		民族		写真
生年月日			専門 分野			
身分証明書 番号						
職名			職務			
専攻						
在職状態	<input type="checkbox"/> 在職 <input type="checkbox"/> 退職					
勤務先						
住所				郵便番号		
連絡先	会社			ファックス		
	携帯			電子メール		
学歴						
何時から 何時まで	大学、学部、専攻				学位	
主な職歴						
何時から 何時まで	勤務先			専門、職務、職名		
申請者 の意見	申請者（サイン） ××××年××月××日					
知的財産権 保護支援機 構の審査認 可意見	知的財産権保護支援機構（押印） ××××年××月××日					

付録 12 知的財産権保護支援プロジェクト答訪表

知的財産権保護支援プロジェクト答訪表

申請者及び被申請者		連絡先及び電話番号
番号	内容	社会経済効果
1	申請者の保護コスト	節約した保護費用 () 万
		節約した保護時間コスト () %
		削減した権利者の保護コスト () %
2	関連する製品または権利の現状(事件の結審状況、申請者の後統計画等を含む)	
3	保護に係る価値	係争製品または特許による年間利益 () 万
4	申請者はこれからも知的財産権を出願することで革新を保護することを望んでいるかどうか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5	申請者は知的財産権に対する投入比率を増加させることを望んでいるかどうか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
6	再び知的財産権紛争に遭遇した場合、申請者は保護支援を申請することを望んでいるかどうか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
7	再び知的財産権紛争に遭遇した場合、申請者は権利を保護することを望んでいるかどうか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
8	申請者は今回の保護支援サービスに満足しているかどうか	<input type="checkbox"/> 非常に満足している <input type="checkbox"/> 満足している <input type="checkbox"/> ほぼ満足している <input type="checkbox"/> 満足していない

答訪者：

日付： 年 月 日

出所：国家知識産権局公式サイト 2023年2月

<https://www.cnipa.gov.cn/module/download/downfile.jsp?classid=0&showname=%E7%9F%A5%E8%AF%86%E4%BA%A7%E6%9D%83%E7%BB%B4%E6%9D%83%E6%8F%B4%E5%8A%A9%E5%B7%A5%E4%BD%9C%E6%8C%87%E5%BC%95.pdf&filename=f09e070c8bf44bd08ca76484e4f75ea2.pdf>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。